

【給与支払報告書の記載にあたっての注意事項】

別添資料「令和8年度給与支払報告書記載例」の番号と照らし合わせながら、ご確認ください。

- ① 受給者の令和8年1月1日の住所、個人番号、氏名、フリガナを正確に記載してください。
- ② 「給与所得控除後の金額（調整控除後）」欄には、⑨の所得金額調整控除額がある場合、所得金額調整控除額を控除した後の金額を記載してください。

【記載例】の場合

給与等の収入金額：860万円 給与所得控除額：195万円 所得金額調整控除額：1万円

$$\text{「給与所得控除後の金額（調整控除後）」} = 860\text{万円} - 195\text{万円} - 1\text{万円} = 664\text{万円}$$

6,640,000 を②に記載する。

- ③ 配偶者（特別）控除については、別添資料「●配偶者控除等の記載要領」を参照し、記載してください。
- ④
 - ・19歳以上23歳未満の人（平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人）については、「控除対象扶養親族の数」の「特定」の欄に人数を記載してください。
 - ・控除扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合は、「控除対象扶養親族の数」の「その他」の欄に人数を記載してください。
 - ・16歳未満の人（平成22年1月2日以降に生まれた人）については、「16歳未満扶養親族の数」の欄に人数を記載してください。
 - ・19歳以上23歳未満の人（平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人）で合計所得金額が58万円超123万円以下の控除対象扶養親族がいる場合は「控除対象扶養親族の数」の「特親」の欄に人数を記載してください。
 - ⑤ 「（摘要）」欄には下記の事項を記載してください。
 - ・実際の住所地と住民票の住所地が異なる場合は、住民票の住所を記載してください。
 - ・控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載し、16歳未満の扶養親族については、氏名の後に「（年少）」と記載してください。また、「5人目以降の16歳未満の扶養親族等（控除対象扶養親族）の個人番号」欄に個人番号を記載し、氏名と個人番号には同じ（ ）書きの番号を付して対応関係が分かるようにしてください。
 - ・中途就職者について、前職での給与等を通算した場合は、前職の会社名、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額、退職年月日を記載してください。
 - ・原則特別徴収していただくことになりますが、例外として普通徴収が認められる理由に該当する場合、普通徴収切替理由の符号（普A～普F）のいずれかを記載してください。また、必ず普通徴収切替理由書も提出してください。なお、摘要欄に符号（普A～普F）の記載がない場合は、特別徴収になりますのでご注意ください。
 - ・給与所得者の合計所得が1000万円を超え、かつ、配偶者の合計所得が58万円以下で、配偶者が障がい者に該当する場合、摘要欄に氏名（同配）を記載してください。「障害者の数（本人を除く。）」欄にも人数を記載して

ください。

- ⑥ 生命保険料の金額の内訳には、各契約の支払った保険料を記載してください。
- ⑦ 「住宅借入金等特別控除可能額」の欄には、平成28年から令和6年までの間に居住した方で、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に記載された住宅借入金等特別控除額が算出所得額を超える場合に、その控除額を記載し、また、居住開始年月日を必ず記載してください。「住宅借入金等特別控除区分」の欄には、適用を受けている区分を次のように記載してください。

区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	(元号●年中居住者用)	住
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	(元号●年中居住者・特例居住用家屋用)	住(特家)
認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	(元号●年中居住者・認定住宅（等）用)	認
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	(元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用)	認(特家)
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	(元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用)	増
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	(元号●年中居住者・震災再取得等用)	震
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	(元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用)	震(特家)

また、上記の中で特定取得に該当する場合には、「(特)」を、特別特定取得に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）には「(特特)」を、特例特別特例取得に該当する場合には「(特特特)」を併記してください。

※住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける場合には、必ず住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日と住宅借入金等特別控除区分の記載をしてください。記載がない場合は住民税からの控除の適用ができなくなりますので、ご注意ください。

- ⑧ 次の基礎控除額早見表を参考に、基礎控除の額を記載してください。

<基礎控除額早見表>

合計所得金額	基礎控除額(所得税)
	改正後(令和7・8年分)
132万円以下	95万円
132万円超 336万円以下	88万円
336万円超 489万円以下	68万円
489万円超 655万円以下	63万円
655万円超 2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	適用なし

※住民税の基礎控除の取り扱いは従前と変更なし

- ⑨ 所得金額調整控除額がある場合、所得金額調整控除額を記載してください。

【記載例】の場合

{860万円（給与等の収入金額）－850万円}×10% = 1万円（所得金額調整控除額）
10,000を⑨に記載する。

- ⑩ 「控除対象扶養親族」・「16歳未満の扶養親族」の欄には、氏名、フリガナ、個人番号を正確に記載してください。

また、控除対象扶養親族が非居住者である場合、特定親族特別控除の場合には、区分の欄の内容に応じて、「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考に記載してください。

- ⑪ 民法改正により、成年者の年齢が20歳から18歳に引き下げられました。受給者の方が賦課期日現在で満18歳未満（平成19年1月3日以後に生まれた人）に該当する場合は「未成年者」欄に「○」印を記載してください。

- ⑫ 寡婦又はひとり親控除に該当する場合は、「○」印を記載してください。

- ⑬ 生年月日を必ず記載してください。「元号」欄には、昭和、平成等を漢字で記載してください。

- ⑭ 給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。

- ⑮ 特定親族特別控除の額を記載してください。